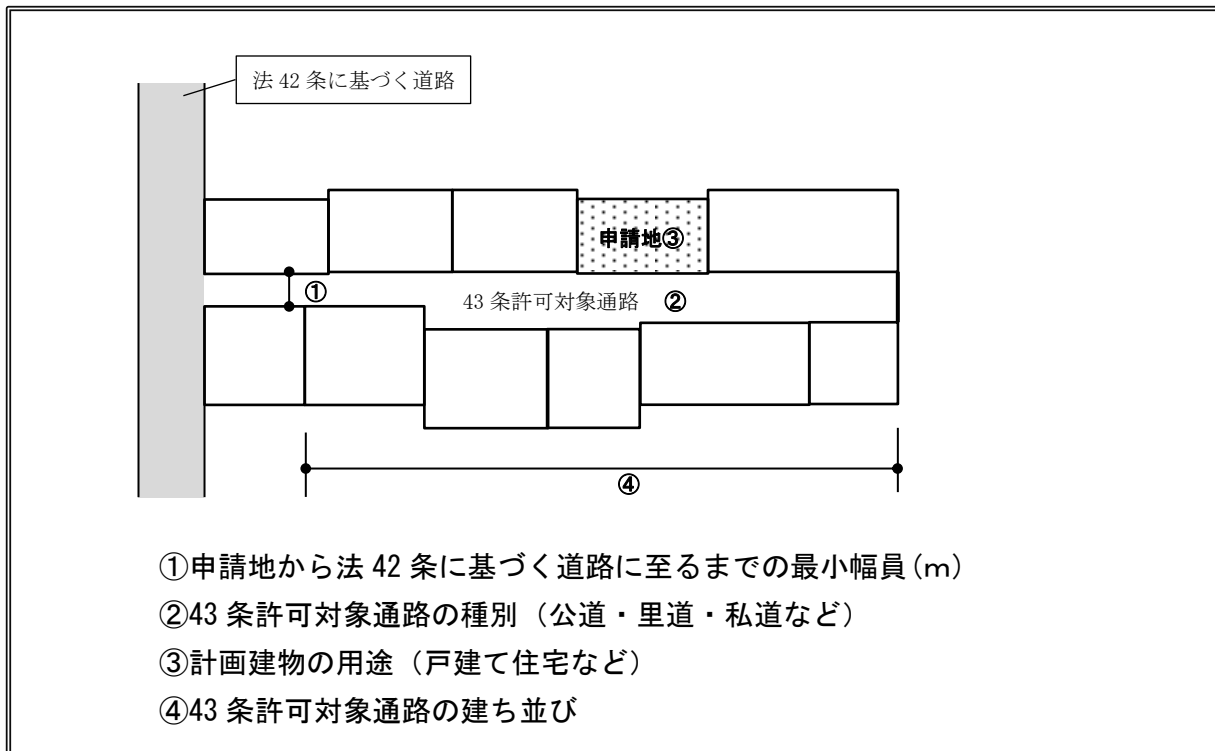


● 建築基準法第 43 条第 2 項第 2 号許可のご相談の方へ

提案基準に該当するか事前相談を行う際には、次の情報をご用意ください。



上記の他、申請地の登記事項証明書(土地)の写し、申請地周辺の公図・写真等が必要となる場合があります。

【お問い合わせ先】

大阪府 住宅まちづくり部 建築指導室 審査指導課 確認・検査グループ
代表番号 06-6941-0351 (内線 3026)
ダイヤルイン 06-6210-9724
ファックス 06-6210-9719